

○文部科学省告示第七十六号  
 海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。  
 平成二十九年八月三日

|           |           |            |            |           |         |  |
|-----------|-----------|------------|------------|-----------|---------|--|
| アルルの公園の入口 | ポプラ林の中の二人 | タラスコンの乗合馬車 | 夾竹桃と本のある静物 | サント・マリーの道 | ラングロワの橋 | 指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称                |
| 同右        | 同右        | 同右         | 同右         | 同右        | 同右      | 指定をした日   |
| 同右        | 同右        | 同右         | 同右         | 同右        | 同右      | 指定の有効期間  |
| 同右        | 同右        | 同右         | 同右         | 同右        | 同右      | 指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| 同右        | 同右        | 同右         | 同右         | 同右        | 同右      | 並びに指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地                    |

平成二十九年八月三日  
 平成二十九年八月三日から平成三十年三月二十日まで

北海道新聞社  
 取締役局長 鶴井 亨  
 北海道札幌市中央区大通西三丁目六  
 北海道立近代美術館  
 館長 嵐田 昇  
 北海道札幌市中央区北一条西七丁目  
 東京都美術館  
 館長 真室 佳武  
 東京都台東区上野公園八―三十六  
 東京都国立近代美術館  
 館長 柳原 正樹  
 東京都府中市左京区岡崎円勝寺町  
 日本放送協会  
 事業センター長 大美 慶昌  
 東京都渋谷区神南二―二―一  
 株式会社NHKプロモーション  
 代表取締役社長 島山 経彦  
 東京都渋谷区神山町五―五 NRビル

北海道立近代美術館  
 北海道札幌市中央区北一条西七丁目  
 平成二十九年八月二十六日から同年十月十五日  
 東京都美術館  
 東京都台東区上野公園八―三十六  
 平成二十九年十月二十四日から平成三十年一月八日  
 東京都国立近代美術館  
 東京都府中市左京区岡崎円勝寺町  
 平成三十年一月二十日から同年三月四日